株主各位

第147期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

Ⅰ. 会社の新株予約権等に関する事項

Ⅱ. 会社の支配に関する基本方針

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書

Ⅳ. 連結注記表

Ⅴ. 株主資本等変動計算書

Ⅵ. 個別注記表

平成27年６月４日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.olympus.co.jp/jp/ir/stock/meeting/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

Ⅰ．会社の新株予約権等に関する事項

1．新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
平成25年８月８日 (第1回)	401個	普通株式 40,100株	1株当たり 2,940円	1株当たり1円	(注) 1．	取締役および執行役員
平成26年６月26日 (第2回)	410個	普通株式 41,000株	1株当たり 3,625円	1株当たり1円	(注) 1．	取締役および執行役員

(注) 1．①新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の１年後から10年に限って新株予約権を行使することができます。
②新株予約権者が、当社の取締役または執行役員退任後、当社の監査役に就任した場合は、新株予約権を行使することができるのは、監査役の地位を喪失した日の翌日の１年後からの10年間とします。
③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
2．「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第１回新株予約権が10個、第２回新株予約権が10個、それぞれ減少しています。

2．当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区　分	発行回次	個　数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	129個	普通株式12,900株	5名
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権	129個	普通株式12,900株	5名

3．当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区　分	発行回次	個　数	目的となる株式の種類および数	交付者数
執行役員	第2回新株予約権	281個	普通株式28,100株	20名

(注) 1．執行役員には、取締役兼務者は含みません。
2．「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により当事業年度中に新株予約権の個数が10個減少しています。

Ⅱ．会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

2. 基本方針の実現のための取組み

（1） 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、平成24年４月に発足した新経営体制により、平成25年３月期を初年度とした５ヵ年の新中期ビジョンを平成24年６月に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus（ワン・オリンパス）」、「利益ある成長」の3つとしました。こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築の４つの基本戦略を実行しています。また、平成24年９月に発表したソニー株式会社との業務提携および資本提携に加え、平成25年7月には新株発行等により約1,100億円の資金調達を実施しました。これらにより財務基盤を強化するとともに、中期ビジョンの達成に向けた取組みを加速することで企業価値の向上を図っていきます。

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた再発防止策を、平成24年４月に発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直しを引き続き進めています。

（2） 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 当社は、平成26年６月26日開催の第146期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しました（以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。）。

(ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとします。

(iii) 本プランの手続および発動要件等

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等、および当社が交付する書式に従った株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。その上で、特別委員会は、買付者等による買付等が、本プランに定められた手続に従わない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合であって、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等所定の発動事由のいずれかが存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、当社取締役会は、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

本プランに従い株主に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、原則として、平成26年6月26日開催の第146期定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

(3) 上記(2)の取り組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、③本プランの有効期間が1年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、④独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、⑥本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日　期首残高	124,520	131,871	81,534	△1,098	336,827
会計方針の変更による累積的影響額			89		89
会計方針の変更を反映した当期首残高	124,520	131,871	81,623	△1,098	336,916
当連結会計年度中の変動額					
当期純損失（△）			△8,737		△8,737
資本剰余金から利益剰余金への振替		△40,931	40,931		-
自己株式の取得				△13	△13
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	△40,931	32,194	△13	△8,750
平成27年3月31日　期末残高	124,520	90,940	113,817	△1,111	328,166

項目	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成26年4月1日　期首残高	11,836	△1	△13,411	△5,732	△7,308	115	1,650	331,284
会計方針の変更による累積的影響額								89
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,836	△1	△13,411	△5,732	△7,308	115	1,650	331,373
当連結会計年度中の変動額								
当期純損失（△）								△8,737
資本剰余金から利益剰余金への振替								-
自己株式の取得								△13
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	12,928	△7	28,696	△7,013	34,604	145	△118	34,631
連結会計年度中の変動額合計	12,928	△7	28,696	△7,013	34,604	145	△118	25,881
平成27年3月31日　期末残高	24,764	△8	15,285	△12,745	27,296	260	1,532	357,254

Ⅳ．連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の状況
連結子会社の数　133社

主要な連結子会社の名称　オリンパスメディカルシステムズ㈱
オリンパスイメージング㈱
Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited

連結範囲の変更

（除外）20社
イーグローバレッジ㈱他３社は当連結会計年度に株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しています。
Olympus Imaging America Inc.他８社は当連結会計年度に他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。
オリンパスリース㈱他６社は当連結会計年度に清算したことにより、連結子会社から除外しています。

⑵ 非連結子会社の状況
主要な非連結子会社の名称　オリンパスサポートメイト㈱　他１社

非連結子会社２社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しています。

２．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法を適用した関連会社の状況
持分法を適用した関連会社の数　４社

主要な会社等の名称　㈱アダチ
Olympus Opto Systems India Private Limited
オリンパスRMS㈱
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ㈱

⑵ 持分法を適用していない非連結子会社オリンパスサポートメイト㈱他１社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しています。

3．会計処理基準に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券　……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの　……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　……移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務　……時価法

③たな卸資産　……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　……主として定率法

車両運搬具、工具及び備品　……主として法人税法に基づく耐用年数によっています。

その他の有形固定資産　……主として機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

②無形固定資産（リース資産を除く）　……定額法
主として経済的見積耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年から５年）によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑶　重要な引当金の計上方法

①貸倒引当金
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②製品保証引当金
販売済製品に対して保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、所定の基準により計上しています。

③役員退職慰労引当金
国内の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。

④事業整理損失引当金
当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。
⑤訴訟損失引当金
訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。
⑥米国反キックバック法等関連引当金
医療事業に関して、米国司法省の米国反キックバック法及び米国虚偽請求取締法に基づく調査の進行状況等に鑑み、将来の損失見込み額を計上しています。

⑷　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①重要な繰延資産の処理方法
株式交付費及び社債発行費　……支出時に全額費用として処理しています。
②退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しています。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
③収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準……主としてリース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
④重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を採用しています。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務の予定取引、借入金
ヘッジ方針
デリバティブに関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。
ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。
⑤のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、主に５年から20年の間で均等償却しています。
⑥消費税等の会計処理
税抜き方式によっています。
⑦連結納税制度の適用
当社及び一部の連結子会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が142百万円減少し、利益剰余金が89百万円増加しています。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

また、当連結会計年度の１株当たり純資産額および１株当たり当期純損失への影響は軽微です。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において「特別損失」に計上しておりました「和解金」および「訴訟損失引当金繰入額」は、内容の類似性を考慮し、当連結会計年度より「証券訴訟関連損失」に含めて表示しています。

前連結会計年度において「その他」に計上しておりました受取配当金は、重要性が増したため、当連結会計年度より「受取配当金」として独立掲記しています。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産

リース債権及びリース投資資産	14,781百万円
投資その他の資産のその他	6,369百万円
合計	21,150百万円

⑵ 担保に係る債務

短期借入金	14,781百万円
長期借入金	6,369百万円
合計	21,150百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　274,809百万円

3．偶発債務

⑴ 保証債務

（相手先）	（内　容）	（金　額）
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社	銀行借入金	3,798百万円
従業員	住宅資金借入金等	49百万円
計		3,847百万円

⑵ 訴訟等

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しております。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しております。また、その他の訴訟による請求、および損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により当社の連結業績に影響が生じる可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

なお、当連結会計年度末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年６月28日付訴状による訴訟及びカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年６月27日付訴状による訴訟です。

⑶ 法規制対応

平成23年11月より、当社の米国地域統括会社であるOlympus Corporation of the Americasは米国反キックバック法及び米国虚偽請求取締法に関し、米国司法省による調査を受けており、現在解決に向けて同省との協議を継続しております。当連結会計年度において、調査の進行状況等に鑑み、将来の損失に備えるため、58,883百万円（490百万USドル）を「米国反キックバック法等関連引当金」に計上していますが、今後、調査の進展によっては追加負担が発生する可能性があります。

4．受取手形割引高　209百万円
（うち輸出為替手形割引高）　209百万円

5．貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．　当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
　　普通株式　　342,671,508株

2．　配当に関する事項

⑴　配当金支払額

該当事項はありません。

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しています。

株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
普通株式	3,422	利益剰余金	10	平成27年３月31日	平成27年６月29日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項
当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は四半期ごとに時価の把握を行っています。
借入金の使途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2．金融商品の時価等に関する事項
平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、重要性が乏しいもの並びに時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（（注）２.をご参照ください）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
⑴ 現金及び預金	209,875	209,875	—
⑵ 受取手形及び売掛金	148,127	148,127	—
⑶ 投資有価証券	67,483	67,483	—
資産計	425,485	425,485	—
⑷ 支払手形及び買掛金	39,155	39,155	—
⑸ 短期借入金	29,118	29,118	—
⑹ 社債(一年内償還予定社債を含む)	55,000	55,669	669
⑺ 長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)	270,303	275,195	4,892
負債計	393,576	399,137	5,561
⑻ デリバティブ取引	(1,236)	(1,236)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。

（注）１.金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴現金及び預金、並びに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

⑷支払手形及び買掛金、並びに⑸短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑹社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

⑺長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑻参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

⑻デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、契約を締結している取引先金融機関から提示された価格によっています。
金利スワップの特例処理、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

（注）２.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
①　非上場株式	226
②　その他	1,843
合計	2,069

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには多大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「⑶投資有価証券」には含めていません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　1,038円64銭
２．１株当たり当期純損失　　△25円53銭

重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は、平成27年４月１日に、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社の医療事業（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）を吸収分割により承継するとともに、当社の完全子会社であるオリンパスイメージング株式会社を吸収合併いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施いたしました。これは平成26年12月19日開催の取締役会における決議によるものです。

１．取引の概要

（１）吸収分割

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称　医療事業

事業の内容　医療用内視鏡等医療機器の製造販売（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）

総資産　143,544百万円

負債　106,397百万円

純資産　37,147百万円

②企業結合日

平成27年４月１日

③企業結合の法的形式

オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割会社とし、オリンパス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

オリンパス株式会社

（２）吸収合併

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

オリンパスイメージング株式会社

事業の内容　デジタルカメラ等の製造販売

総資産　39,298百万円

負債　30,485百万円

純資産　8,813百万円

オリンパス知的財産サービス株式会社

事業の内容　知的財産権に関する調査及び分析並びに知的財産権の管理

総資産　269百万円

負債　156百万円

純資産　113百万円

②企業結合日
　平成27年４月１日
③企業結合の法的形式
　オリンパス株式会社を吸収合併存続会社、オリンパスイメージング株式会社及びオリンパス知的財産サービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
④結合後企業の名称
　オリンパス株式会社

（３）取引の目的を含む取引の内容
　当社は、「中期ビジョン」を推し進め、次期中長期計画において更なる成長を果たすべく、「One Olympus」を一層推進し、全社経営資源の最適配置・最大活用を実現するために、医療、映像事業の分社体制の見直し等により、医療事業の分社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社及び映像事業の分社であるオリンパスイメージング株式会社の３社間による組織再編を実施いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社グループの知的財産権に関連する業務の効率化、機能の強化を図るため、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施することといたしました。

２．実施する会計処理の概要
　「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

その他の注記

1．今後の状況

平成23年11月８日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する場合があります。

なお、上述の損失計上の先送りに関連して、継続中であった英国重大不正捜査局（Serious Fraud Office）による調査については、調査が完了し、平成25年９月３日付で当社および当社子会社であるGyrus Group Limitedは、Gyrus Group Limitedの決算関連書類における当該子会社の監査人に対する説明に関して英国2006年会社法（Companies Act 2006）第501条違反の嫌疑による訴追を受けています。本件につきましては、現在、英国の裁判所において審理が継続しています。

本訴追による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

2．減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
遊休資産	建物及び構築物	青森県	119
合計			119

当社グループは、原則として、事業資産においては主としてセグメントの区分ごと、処分予定資産においては廃棄・売却等により処分が予定されている資産ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしています。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額とし、鑑定評価額による正味売却価額、又は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値として測定しています。

3．証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために平成13年３月期から平成24年３月期第１四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けています。「証券訴訟関連損失」は当該損害賠償請求に関連する損失であり、その主な内訳は和解金です。

4．米国反キックバック法等関連損失

当社の米国子会社であるOlympus Corporation of the Americasは、医療事業に関して米国司法省の米国反キックバック法及び米国虚偽請求取締法に基づく調査を受けております。「米国反キックバック法等関連損失」53,866百万円（490百万USドル）は、調査の進行状況等に鑑み、将来の損失に備えるため、損失負担見込額を計上したものです。

5．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年３月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が公布され、平成27年４月１日以後開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日から開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更による影響により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は791百万円減少し、法人税等調整額が1,858百万円、その他有価証券評価差額金が874百万円、退職給付に係る調整累計額が193百万円、それぞれ増加しております。

Ⅴ．株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）　　（単位：百万円）

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
平成26年4月1日　期首残高	124,520	99,216	32,655	131,871	6,626	1,878	△49,435	△40,931
当期変動額								
剰余金の振替		△8,276	△32,655	△40,931	△6,626		47,557	40,931
当期純利益							34,174	34,174
自己株式の取得								
圧縮記帳積立金の取崩						△191	191	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	△8,276	△32,655	△40,931	△6,626	△191	81,922	75,105
平成27年3月31日　期末残高	124,520	90,940	－	90,940	－	1,687	32,487	34,174

項目	株主資本		評価･換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年4月1日　期首残高	△1,098	214,362	11,418	11,418	115	225,895
当期変動額						
剰余金の振替		－				－
当期純利益		34,174				34,174
自己株式の取得	△13	△13				△13
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	12,340	12,340	145	12,485
当期変動額合計	△13	34,161	12,340	12,340	145	46,646
平成27年3月31日　期末残高	△1,111	248,523	23,758	23,758	260	272,541

Ⅵ. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

①満期保有目的の債券　……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの　……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　……移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

⑵　デリバティブ取引により生ずる債権及び債務……時価法

⑶　たな卸資産　……先入先出法に基づく原価法
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

①車両運搬具、工具及び備品　……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産　……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
法人税法に基づく耐用年数によっています。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年から５年）によっています。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵　製品保証引当金
販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

⑶ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を翌期より費用処理しています。
⑷ 事業整理損失引当金
一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。
⑸ 訴訟損失引当金
訴訟の進行状況に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
⑴ 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費及び社債発行費　……支出時に全額費用として処理しています。
⑵ ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段　…為替予約取引、金利スワップ取引
・ヘッジ対象　…外貨建売掛金の予定取引、借入金
③ヘッジ方針
デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。
④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。
⑶ 消費税等の会計処理
税抜き方式によっています。
⑷ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

なお、この変更に伴う期首の利益剰余金並びに損益に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において「特別損失」に計上しておりました「和解金」および「訴訟損失引当金繰入額」は、内容の類似性を考慮し、当事業年度より「証券訴訟関連損失」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　72,053百万円

2．偶発債務
（1）保証債務　12,356百万円
上記には関係会社に対する保証予約等12,307百万円が含まれています。

（2）訴訟等
当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しております。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しております。また、その他の訴訟による請求、および損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により当社の業績に影響が生じる可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。
なお、当事業年度末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年６月28日付訴状による訴訟及びカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年６月27日付訴状による訴訟です。

3．関係会社に対する短期金銭債権　93,128百万円

4．関係会社に対する長期金銭債権　23,253百万円

5．関係会社に対する短期金銭債務　40,303百万円

6．輸出為替手形割引高　86百万円

7．貸倒引当金
貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「長期未収入金」に計上された7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高　73,585百万円
仕入高　21,463百万円
その他の営業取引　9,493百万円
営業取引以外の取引による取引高　41,695百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式　342,671,508株

2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式　434,236株
単元未満株式の買取りにより、当事業年度末における普通株式の自己株式は3,173株増加しています。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
たな卸資産	627百万円
前払費用	1,348百万円
未払賞与	1,506百万円
固定資産	5,213百万円
投資有価証券	3,461百万円
関係会社株式	24,821百万円
貸倒引当金	7,126百万円
訴訟損失引当金	4,331百万円
その他	3,493百万円
繰越欠損金	27,755百万円
繰延税金資産小計	79,681百万円
評価性引当額	△63,476百万円
繰延税金資産合計	16,205百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△8,328百万円
圧縮記帳積立金	△764百万円
前払年金費用	△2,471百万円
その他	△148百万円
繰延税金負債合計	△11,711百万円
繰延税金資産の純額	4,494百万円

2．追加情報
平成27年３月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が公布され、平成27年４月１日以後開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日から開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については32.3％となります。なお、この税率変更による影響により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が325百万円、法人税等調整額が536百万円、その他有価証券評価差額金が861百万円それぞれ増加しています。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、顕微鏡製造設備の一部及び電子計算機等はリース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社アルティス	所有 直接 95.9	資金の援助 役員の兼任	—	—	破産更生債権等（注２）	4,518
	株式会社ヒューマラボ	所有 直接 87.3	資金の援助 役員の兼任	—	—	破産更生債権等（注２）	5,521
	Olympus Biotech International Ltd.	所有 直接 100.0	資金の援助	資金の貸付（注１）	1,939	破産更生債権等（注２）	3,871
	オリンパスビジネスクリエイツ株式会社	所有 直接 100.0	役員の兼任	現物配当の受取	4,001	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、担保は受け入れていません。
　　２．子会社への破産更生債権等に対し、合計13,910百万円の貸倒引当金を計上しています。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　795円59銭
２．１株当たり当期純利益　99円85銭

重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は、平成27年４月１日に、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社の医療事業（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）を吸収分割により承継するとともに、当社の完全子会社であるオリンパスイメージング株式会社を吸収合併いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施いたしました。これは平成26年12月19日開催の取締役会における決議によるものです。

１．取引の概要

（１）吸収分割

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称　医療事業

事業の内容　医療用内視鏡等医療機器の製造販売（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）

総資産　143,544百万円

負債　106,397百万円

純資産　37,147百万円

②企業結合日

平成27年４月１日

③企業結合の法的形式

オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割会社とし、オリンパス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

オリンパス株式会社

（２）吸収合併

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

オリンパスイメージング株式会社

事業の内容　デジタルカメラ等の製造販売

総資産　39,298百万円

負債　30,485百万円

純資産　8,813百万円

オリンパス知的財産サービス株式会社

事業の内容　知的財産権に関する調査及び分析並びに知的財産権の管理

総資産　269百万円

負債　156百万円

純資産　113百万円

②企業結合日
　平成27年４月１日
③企業結合の法的形式
　オリンパス株式会社を吸収合併存続会社、オリンパスイメージング株式会社及びオリンパス知的財産サービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
④結合後企業の名称
　オリンパス株式会社

（３）取引の目的を含む取引の内容
　当社は、「中期ビジョン」を推し進め、次期中長期計画において更なる成長を果たすべく、「One Olympus」を一層推進し、全社経営資源の最適配置・最大活用を実現するために、医療、映像事業の分社体制の見直し等により、医療事業の分社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社及び映像事業の分社であるオリンパスイメージング株式会社の３社間による組織再編を実施いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社グループの知的財産権に関連する業務の効率化、機能の強化を図るため、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施することといたしました。

２．実施する会計処理の概要
　「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。
　なお、これにより平成28年３月期の計算書類において、特別利益として抱合せ株式消滅差益31,716百万円、特別損失として抱合せ株式消滅差損139百万円を計上する見込みです。

連結配当規制適用会社に関する注記

　当社は、連結配当規制適用会社であります。

その他の注記

1．今後の状況

平成23年11月８日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類及びその附属明細書を訂正する場合があります。

なお、上述の損失計上の先送りに関連して、継続中であった英国重大不正捜査局（Serious Fraud Office）による調査については、調査が完了し、平成25年９月３日付で当社および当社子会社であるGyrus Group Limitedは、Gyrus Group Limitedの決算関連書類における当該子会社の監査人に対する説明に関して英国2006年会社法（Companies Act 2006）第501条違反の嫌疑による訴追を受けています。本件につきましては、現在、英国の裁判所において審理が継続しています。

本訴追による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

2．証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために平成13年３月期から平成24年３月期第１四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けています。「証券訴訟関連損失」は当該損害賠償請求に関連する損失であり、その主な内訳は和解金です。